

自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書

第162回通常国会で成立し、平成18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、新保険業法）によって、障害者団体やPTAなどの各非営利団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営してきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。

保険業法改正の趣旨は、「共済」を騙って、不特定多数の消費者を相手に保険商品を販売し消費者被害をもたらした、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護することが目的でした。自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手とする共済として、従来どおりその運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきである」（平成16年12月14日金融分科会第二部会）と報告されています。

しかし、新保険業法の策定と政省令の作成の段階で規制対象が拡大され、「マルチ共済」を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済についても保険会社に準じた規制がされることになりました。その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの脱退を余儀なくされる国民が続出するなど深刻な事態になっています。

そもそも、日本の共済制度は、構成員の相互扶助を図ることを目的に古くよりつくり、日本の社会に深く根を下ろしてきました。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的かつ健全に運営されてきた自主共済は、「利益」を上げることが目的とした保険業とは全く違います。その自主共済を強制的に会社化しなければ運営できないようにし、「儲け」を追求する保険会社と同列に置いて一律に様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済の存続が不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反することになります。これは憲法が保障する「結社の自由」「団体の自治権」を侵すことにもなります。

よって、政府においては、次の事項について速やかに見直し、改善を図られるよう強く要望します。

記

- 1 団体が目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営している共済が従来どおり運営できるよう新保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2 助け合い共済を新保険業法の適用除外にすること。
- 3 助け合いを目的とした自主共済の実態を踏まえ、平成20年4月1日に遡っての経過措置期間の延長など具体的な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 河 野 洋 平
- ・ 参議院議長 江 田 五 月
- ・ 内閣総理大臣 麻 生 太 郎
- ・ 財務大臣 与謝野 馨
- ・ 厚生労働大臣 舛 添 要 一
- ・ 内閣府特命担当大臣（金融） 与謝野 馨
- ・ 金融庁長官 佐 藤 隆 文